

教総第1525号
令和3年7月8日

各教育事務所所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から7月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域及び実施すべき期間が変更されることを受け、7月8日をもって一部改訂されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 三枝

TEL 055-223-1750

教総第1525号
令和3年7月8日

総合教育センター所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から7月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域及び実施すべき期間が変更されることを受け、7月8日をもって一部改訂されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 三枝
TEL 055-223-1750

教総第1525号
令和3年7月8日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（通知）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から7月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域及び実施すべき期間が変更されることを受け、7月8日をもって一部改訂されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育庁総務課 三枝

TEL 055-223-1750

教 総 第 1 5 2 5 号
令 和 3 年 7 月 8 日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき2月13日から7月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請されているところですが、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象区域及び実施すべき期間が変更されることを受け、7月8日をもって一部改訂されましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

山梨県教育庁総務課 三枝 TEL 055-223-1750
